

広島県土地造成事業管理規程第三号

広島県土地造成事業決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土地造成事業決裁規程の一部を改正する規程

広島県土地造成事業決裁規程（令和四年土地造成事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																					
<p>（定義） 第二条（略） 一―四（略） 五 担当部長 組織規程別表の職名の欄に掲げる担当部長をいう。 六・七（略）</p> <p>（課長等の専決事項） 第八条（略） 2 担当部長は、局長専決事項のうち、局長が知事の承認を得て指定するものについて専決することができる。 3―5（略）</p> <p>（代理決裁権者及び代理決裁の順位） 第九条（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>決裁区分</td> <td>第一順位者</td> <td>第二順位者</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>局長</td> <td>主務担当部長</td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>主務担当部長</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>担当部長</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>別表第一（第八条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>課長専決事項</td> </tr> <tr> <td>一―四（略）</td> </tr> <tr> <td>五 個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八十二条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第九十三条第一項又は第二項の規定による保有個人情報訂正決定等及び同法第百一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報利用停止決定等</td> </tr> <tr> <td>六―四十三（略）</td> </tr> </table>	決裁区分	第一順位者	第二順位者	知事	局長	主務担当部長	局長	主務担当部長	（略）	担当部長	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	課長専決事項	一―四（略）	五 個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八十二条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第九十三条第一項又は第二項の規定による保有個人情報訂正決定等及び同法第百一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報利用停止決定等	六―四十三（略）	<p>（定義） 第二条（略） 一―四（略） 五 総括官 組織規程別表の職名の欄に掲げる総括官をいう。 六・七（略）</p> <p>（課長等の専決事項） 第八条（略） 2 総括官は、局長専決事項のうち、局長が知事の承認を得て指定するものについて専決することができる。 3―5（略）</p> <p>（代理決裁権者及び代理決裁の順位） 第九条（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>決裁区分</td> <td>第一順位者</td> <td>第二順位者</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>局長</td> <td>主務総括官</td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>主務総括官</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>総括官</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>別表第一（第八条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>課長専決事項</td> </tr> <tr> <td>一―四（略）</td> </tr> <tr> <td>五 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十一一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報利用停止決定等</td> </tr> <tr> <td>六―四十三（略）</td> </tr> </table>	決裁区分	第一順位者	第二順位者	知事	局長	主務総括官	局長	主務総括官	（略）	総括官	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	課長専決事項	一―四（略）	五 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十一一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報利用停止決定等	六―四十三（略）
決裁区分	第一順位者	第二順位者																																					
知事	局長	主務担当部長																																					
局長	主務担当部長	（略）																																					
担当部長	（略）	（略）																																					
（略）	（略）	（略）																																					
課長専決事項																																							
一―四（略）																																							
五 個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八十二条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第九十三条第一項又は第二項の規定による保有個人情報訂正決定等及び同法第百一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報利用停止決定等																																							
六―四十三（略）																																							
決裁区分	第一順位者	第二順位者																																					
知事	局長	主務総括官																																					
局長	主務総括官	（略）																																					
総括官	（略）	（略）																																					
（略）	（略）	（略）																																					
課長専決事項																																							
一―四（略）																																							
五 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十一一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報利用停止決定等																																							
六―四十三（略）																																							

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。